

國立臺北大學 115 學年度碩士班一般入學考試試題

系（所）組別：法律學系（基礎法學組、公法學組、刑事法學組、
財經法學組）

科 目：日文

第1頁 共2頁

☐可 ☒不可 攜帶任何參考資料及電子資訊用具

一、請以日文平假名寫出下列漢字的讀音。（每小題 2 分，共 20 分）

1. 詐欺
2. 国会
3. 学生寮
4. 弁当
5. 携帯
6. 生活
7. 株価
8. 管轄
9. 賄賂
10. 貯金

二、請將（ ）內的日文動詞，填寫在_____處，並改為適當的動詞變化。（每小題 2 分，共 10 分）

1. 図書館では大きい声で_____はいけません。（話す）
2. 風邪をひいたので、薬を_____、早く寝ます。（飲む）
3. 旅行の前に、ホテルを_____おきます。（予約する）
4. 質問があるとき、遠慮しないで_____ください。（聞く）
5. ダイエット中なので、_____ません。（食べる）

三、（ ）內應填入何者，請在選項中選出一個最適當的答案。（單一選擇題，每小題 2 分，共 20 分）

1. バスが（ ）来なくて、遅刻してしまいました。
(A)かならず (B)なかなか (C)なるべく (D)はっきり
2. ドイツ語を習いましたが、（ ）忘れてしまいました。
(A)すっかり (B)しっかり (C)きちんと (D)やっと
3. もうおそいですから、（ ）失礼します。
(A)また (B)いっぱい (C)だんだん (D)そろそろ
4. 行きたくないけど、来月から海外に出張する（ ）。
(A)ことになった (B)つもりだ (C)ことにした (D)ようになる
5. 将来、自分の会社を（ ）と思っています。
(A)作って (B)作り (C)作ろう (D)作りたく
6. A：先生、今日は遅れてどうもすみませんでした。
B：明日からは（ ）くださいね。
(A)遅れるようにしないで
(B)遅れないようにして
(C)遅れないことにして
(D)遅れようとしないで
7. けさは地震（ ）電車が1時間も止まっていた。
(A)だし (B)のために (C)のに (D)ので

試題隨卷繳交

接背面

國立臺北大學 115 學年度碩士班一般入學考試試題

系（所）組別：法律學系（基礎法學組、公法學組、刑事法學組、
財經法學組）

科 目：日文

第2頁 共2頁

☐可 ☒不可 攜帶任何參考資料及電子資訊用具

8. A: ご家族に連絡していますか。
B: ええ。でも、父も母も（ ）がっています。
(A)さびしい (B)さびし (C)さびしく (D)さびしいと
9. A: 千田さん、ちょっと大丈夫ですか。
B: すみません。今から出かける（ ）なんです。
(A)こと (B)ところ (C)もの (D)はず
10. この料理本はわかりやすくて、簡単に（ ）そうです。
(A)でき (B)できる (C)できた (D)できて

四、請將下列短文翻譯成中文（25分）。（引用來源無須翻譯）

「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）……は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから……人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道論説、創作物等を使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるといえるべきである。そうすると、肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。」（引用自最高裁平成24年2月2日第一小法廷判決）

五、請將下列短文翻譯成中文（25分）。（引用來源無須翻譯）

「高齢運転者による痛ましい交通事故の発生等を受け、平成29年7月の交通対策本部決定において、80歳以上の運転リスクが特に高い者への実車試験の導入や「安全運転サポート車」限定免許の導入といった高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の更なる見直しについて検討を行うこととされた……これらの政府決定等を踏まえ、警察庁においては、平成29年以降、調査研究を進め、高齢運転者の運転免許制度の在り方に関する検討を行った。そして検討結果等に基づき、令和2年6月、①75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査の導入②申請によるサポートカー限定免許の導入等の高齢運転者対策の充実・強化等を主な内容とする道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、令和4年5月13日に施行された。改正法では、75歳以上で一定の違反歴のある者は、運転免許証更新時に運転技能検査を受けていなければならない、その結果が一定の基準に該当する者に対しては、運転免許証の更新をしないこととされた……改正法では、申請により、運転することができる車両を一定の安全運転支援機能を備える自動車に限定するなどの条件を運転免許に付与等する制度を導入することとされた。」（引用自内閣府令和4年交通安全白書、108頁）

試題隨卷繳交